公益社団法人安城市シルバー人材センター
介護予防・日常生活支援総合事業における生活支援訪問サービス
事業運営規程第９条第３項による高齢者虐待防止のための指針

（基本方針）

第１条　安城市シルバー人材センター（以下「事業所」という。）は、利用者への虐待は、人権侵害であり、犯罪行為であると認識し、高齢者虐待防止法に基づき、高齢者虐待の禁止、予防及び早期発見を徹底するため、この指針を策定するものである。

（定義）

第２条　この指針における虐待の定義は、次のとおりとする。

（１）身体的虐待

暴力的行為等で利用者の身体に外傷や痛みを与える又はそのおそれのある行為を加えること。また、正当な理由なく身体を拘束すること。

（２）仕事の放棄・放任（ネグレクト）

意図的であるか、結果的であるかを問わず、行うべきサービスの提供を放棄又は放任し、利用者の生活環境や身体・精神状態を悪化させること。

（３）心理的虐待

脅しや侮辱等の言葉や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって利用者に精神的、情緒的な苦痛を与えること。

（４）性的虐待

利用者にわいせつな行為をすること。又は利用者にわいせつな行為をさせること。

（５）経済的虐待

利用者の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

（対応の基本方針）

第３条　虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針は、次のとおりとする。

（１）虐待等が発生した場合は、速やかに市に報告するとともに、その要因の速やかな除去に努める。客観的な事実確認の結果、虐待者が従業者であった場合は、役職位等の如何を問わず、厳正に対処する。

（２）緊急性の高い事案の場合は、市及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先する。

（相談・報告体制）

第４条　虐待等が発生した場合の相談、報告体制は、次のとおりとする。

（１）相談窓口は、サービス提供責任者とする。この場合において、虐待者がサービス提供責任者のときは、管理者を相談窓口とする。

（２）利用者の居宅において虐待等が発生した場合は、関係機関に報告し、速やかな解決につなげるよう努める。

（３）事業所内で虐待等が発生した場合は、高齢者虐待防止担当者に報告し、速やかな解決につなげるよう努める。

（４）事業所内における高齢者虐待は、外部から把握しにくいことが特徴であることを認識し、は日頃から虐待の早期発見に努めるとともに、サービス提供責任者は従業者に対し早期発見に努めるよう促す。

（５）事業所内において虐待が疑われる事案が発生した場合は、速やかに高齢者虐待防止委員会を開催し、事実関係を確認するとともに、必要に応じて関係機関に通報する。

第５条

（苦情処理）

第５条　虐待等に係る苦情解決方法は、次のとおりとする。

（１）虐待等の苦情相談については、苦情を受け付けた担当者はその内容を管理者に報告する。

（２）苦情相談窓口で受け付けた内容は、個人情報の取扱いに留意し、相談者に不利益が生じないよう細心の注意を払って対処する。

（３）対応の結果は、相談者にも報告する。

（指針の閲覧）

第６条　この指針は、職員、従業者、利用者及びその家族をはじめ、外部の者に対しても、この指針をいつでも閲覧できるよう、事務室等に備え付ける。また、希望者にはいつでも情報開示する。

（従事者に対する研修）

第７条　権利擁護及び高齢者虐待防止等のための内部研修のほか、外部研修にも積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質の向上を目指すよう努める。

（その他虐待防止推進に必要な事項）

第８条　前条に定めた研修の他、虐待防止に関わる情報を収集し従事者に提供をする。

（成年後見制度の利用支援）

第９条　成年後見制度の活用により、被虐待者（本人）の保護・権利擁護が図りやすくなるため、被虐待者の判断能力が不十分なすべての事例において、成年後見制度の活用の可能性を検討する。

附　則

この指針は、令和７年５月21日より施行する。